

全国高等学校ライフル射撃部会施行規則

本施行規則は全国高等学校ライフル射撃部会規約（全国部会規約と略称する）第 20 条の規定に基づき定める。

第 1 条 全国委員会は全国部会規約第 9 条による委員によって構成する。但し専門部が組織されていない場合は、その代表が参加することが出来る。

第 2 条 全国委員会は年 1 回定期の会議をもち毎年全国大会開催時に開かれるものとする。

第 3 条 本部会の会務執行のために、必要に応じて特別委員会を置くことが出来る。各委員会の委員長には副部長がそれぞれの委員会を分掌してあたるものとする。

第 4 条 各委員会内の組織・機構は必要に応じ常任委員会で決定しその運営執行には各委員長が指名する常任委員がそれぞれあたるものとするが、多人数を必要とする場合は全国委員会より補うものとする。

第 5 条 本部会に事務局をおき事務局には事務局長を置く。事務局長は全国委員の中より部長が推薦し、全国委員会の承認を得なければならないものとする。

第 6 条 事務局長は本部会の事務を総括的に管理すると共に、各委員会・関係団体等の相互連絡など総てを取扱うものとする。

第 7 条 本施行規則の改正は全国部会規約に準ずるものとする。

第 8 条 部会規約第 17 条の分担金は生徒 1 名年額 1,000 円とする。

細則

1 全国委員が任期半で変更ある場合は所属地方専門部長より変更の申請を行うものとする。

2 地方部会部長は毎年 4 月末までに当該部会の状況を下記内容によって報告するものとする。

イ. 部長・副部長・委員長・副委員長・事務担当者の氏名・勤務校・勤務校所在地・勤務校校長名及び委員長は本人の現住所

ロ. 加盟校数並びに加盟者名簿

ハ. その他必要事項

3 地方高体連に専門部会が未設置の場合はクラブ設置校の協議によって選ばれた 1 名を全国委員として、所属協会長名で前項に準じ状況を報告するものとする。クラブ未設置校のみの道府県については、常任委員会の議を経て、本部会の目的にそって処理することが出来る。

4 専門部未設置高体連でその設置を認めた場合は、別表様式により本部会に加盟届を要する。

本規約は昭和 54 年（1979 年）12 月 15 日施行

昭和 63 年（1988 年）7 月 26 日改正

平成 8 年（1996 年）1 月 21 日改正